

A Tグループ保養所利用要項

愛知県農協健康保険組合

〔A Tグループ保養所〕

保養所名	住所	直通電話
蓼科保養所	長野県茅野市北山小斉 4035-216	0266-67-2233

〔基本事項〕

- (1) A Tグループ保養所（株式会社アトコが管理運営）は、A Tグループに加入する企業の社員並びにその家族が利用する施設ですが、特認として、愛知県農協健康保険組合に加入する被保険者が代表者とする利用申込について、割引料金が適用され利用できます。
- (2) 一般のホテル・旅館とは、利用方法（セルフサービス有）が異なりますので注意して利用してください。

〔利用手続〕

- (1) 利用者は、利用希望日の4週間（28日）前より10日前までの間に、A Tグループ保養所のインターネット予約サイト、又はA Tグループ蓼科保養所（0266-67-2233）にて予約できます。

※インターネット予約時の ID : noukyo ・ パスワード 06230569

※上記の申込が確定した場合、A Tグループ保養所から当組合に対し利用代表者が加入者であるか否かの資格確認が行われます。

〔利用料〕

- (1) 宿泊料金・各設備の利用料金等は、A Tグループ保養所のホームページにて、必ず確認してください。
- (2) 利用料は現地保養所にて現金により精算してください。
- (3) 利用代表者が当組合加入者であれば、それ以外の方も割引料金が適用されます。

※宿泊料金・各設備の利用料金は都度変わる可能性がございますので事前にご確認ください。

〔取消・変更に伴う取扱〕

- (1) 利用者が保養所の利用の取消並びに人員等を変更するときは、A Tグループ保養所のインターネット予約サイトにて変更、又は現地保養所へ電話により連絡してください。
- (2) 利用者が取消又は変更した場合にキャンセル料が発生する場合があります。

〔利用者の心得〕

下記の保養所利用規約を同意の上、ご利用ください。利用者全員に伝えてください。

《A Tグループ保養所利用規約》

◆利用者は、保養施設の設備（建物、什器、備品、その他）の利用に関しては、次の各号を守らなければならない。守らない利用者については以降保養施設の利用を禁止することができる。

- (1) 各保養施設の利用規約を遵守する。
- (2) 秩序・風紀を乱し、他人に迷惑となるような行為は厳に慎むこと。
- (3) 各保養施設内外において、他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (4) 利用者が自己の責に帰すべき事由によって、保養施設の設備（建物、什器、備品、その他）を毀損、滅失もしくは甚だしく汚損しないこと。また、保養施設の設備（建物、什器、備品、その他）を毀損、滅失もしくは甚だしく汚損した場合は、すみやかに保養施設の管理人に連絡すること。
- (5) 利用申込書に不実の記載をしないこと。
- (6) 他人の名義を使用し、または使用しようとししないこと。
- (7) その他保養所利用の目的に反する行為を行わないこと。
- (8) 管理上支障があるような行為をしないこと。

(損害賠償)

利用者が保養施設の設備（建物、什器、備品、その他）を毀損、滅失、もしくは甚だしく汚損した場合は、利用者はこれを弁償しなければならない。

(利用制限)

暴力団・暴力団員又はこれらに準ずる反社会的勢力との関係者は利用できないものとする。保養施設利用にあたり、遵守事項を守らず保養施設の秩序を乱した者には一定期間の利用を禁止することができる。

(事故発生責任)

天災地変又はこれに準ずる災害、もしくは利用者の責に帰する負傷、疾病、盗難、その他の事項について会社は一切責任を負わないものとする。

(キャンセル規定)

キャンセル料については次の通りとする。

利用日の8日前まで…キャンセル料なし

利用日の7日前～2日前まで…予約金額（※）の30%

利用日の前日…予約金額の50%

利用日当日…予約金額の100%

無連絡不泊…予約金額の100%

(※) 予約金額…宿泊料（又は夕食付日帰利用料）＋お食事代（施設利用料・夕食無し日帰利用料を除く）

・特別料理、単品料理についても、7日前からキャンセル料がかかります。

・宿泊から日帰りへ変更の際は、その差額についてキャンセル料がかかります。

(キャンセルの方法)

8日前までのキャンセル・予約の変更は予約サイトで受付可能です。7日前～当日のキャンセルについては予約サイトではキャンセル・予約の変更ができません。利用保養所、又は株式会社アトコ M I C E 部門企画課へご連絡ください。

A T グループ 蓼科保養所 TEL.(0266)67-2233
(株)アトコ M I C E 部門 企画課 TEL.(052)883-3210

※契約保養所助成金を申請する場合は、助成金交付申請書に利用証明を受けてください。

<年1回に限り 被保険者 3,000円 被扶養者 2,000円を助成>

(令和5年6月8日更新)